

人間文化研究機構事務連絡協議会作業部会設置要項

事務局 長 決 定
制 定 平成16年6月11日
最終改正 平成27年4月6日

1. 設置目的： 人事、評価、財務関係など機構の事務処理の諸課題について検討を行うため、「機構事務連絡協議会設置要項」2の(3)に定める「作業部会」(以下、部会という。)を設置する。
2. 部会等の業務： 事務連絡協議会において、事務処理上の諸課題について事務局長の要請により検討を行う。
3. 部会等の組織：
 - (1) 各部会に部会長及び副部会長を置き、事務局長が指名した部長及び課長等をもってあてる。
 - (2) 各部会の主な構成員は、部会の検討内容を所掌する本部及び機関の課長又は課長補佐等とする。
 - (3) 各部会長又は副部会長は、部会の検討状況及び結果を「機構事務連絡協議会」で報告する。
 - (4) 部会長が必要と認める場合は、係長を構成員とすることができる。
4. その他： 部会長又は副部会長が必要と認める場合は、機構以外の者に意見を求めることができる。この際の旅費は本部事務局が負担する。

